

1.1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

支援を必要とする若者が漏れないよう、学校の各段階や学校や社会とのつながりの有無など、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施します。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

【児童生徒等を対象とした施策】

- ① 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングを実施し、教育相談の充実を図ります。〈予・介〉 (県教育庁)
- ② 生徒指導関連の協議会の開催など関係機関相互の情報連携を図ります。〈予〉 (県教育庁、県教育センター)
- ③ いじめなどの問題に対して指導・援助を行います(電話相談、来所相談、委嘱相談、適応指導教室、メール相談)。〈予〉 (県教育庁、県教育センター)
- ④ 学校や保護施設におけるいじめ等の問題があるにもかかわらず、親の無関心により、親から協力を得られない子ども(20歳未満)に対する支援(子ども担当弁護士制度)を行います。〈予・介〉 (県弁護士会)

(2) 学生・生徒等への支援の充実

【児童生徒等を対象とした施策】

- ① 市内中学校で思春期教室を実施します。〈予〉 (雲仙市)
- ② 長崎県内の小中高校等で法教育の出前授業を行います。〈予〉 (県弁護士会)

(3) SOSの出し方に関する教育の推進

【児童生徒等を対象とした施策】

- ① 「子どもの人権SOSミニレター」でのやり取りを通じて、子どもの悩みに寄り添います。〈全〉 (法務局)
- ② 24時間子供SOSダイヤルやメール相談窓口を開設し、こどもが抱える悩みについて気軽に相談できるようにします。〈全〉 (県教育庁、県教育センター)

- ③ 県が作成・配布した自殺予防教育教材「晴れないところに気づいたら」を活用し、すべての小・中・高校において、「SOSの出し方に関する教育」及び「自殺予防教育」を実施します。＜全＞（県障害福祉課、県教育庁）

（４）子どもへの支援の充実

【児童生徒等を対象とした施策】

- ① こどものメンタルヘルス・自殺予防に関する研修会を開催します。＜予＞（壱岐保健所）

（５）若者への支援の充実

【児童生徒等を対象とした施策】

- ① 思春期・青年期こころの健康づくり講演会を開催します。＜予＞（長崎市）
- ② 高校生を対象にこころの健康教育を実施します(こころの病気、ストレス解消法など)。＜予＞（雲仙市）
- ③ 大学や高校におけるゲートキーパー養成講座を実施します。＜全＞（佐世保市）